

申請要件の該当状況について

次の1、2のいずれにも該当している。

1. 次のいずれにも該当している。

- (1) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。

東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間（令和6年4月1日以降に丹波市へ転入した者については修業年限を上限、ただし高等専門学校は2年を上限）も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (2) 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内への通勤の期間については、転入の3月前までを当該1年の起算とすることができる。）。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：次のいずれかの指定区域を含む市町村（政令指定市を除く。）をいう。

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）
- ・山村振興法（昭和40年法律第64号）
- ・離島振興法（昭和28年法律第72号）
- ・半島振興法（昭和60年法律第63号）
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

2. 次のいずれにも該当している。

- (1) 平成31年4月1日以後に転入したこと。
- (2) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (3) 支援金の申請日から5年以上継続して丹波市に居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本国籍を有しない者は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 本人又は同一世帯の者が、国、地方公共団体その他の団体からこの要綱と同種の補助を受けていない若しくは受ける予定がないこと。
- (7) その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。